

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	障害者福祉に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

沖縄県北谷町長

## 公表日

令和8年2月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、北谷町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例、及び北谷町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、障害者自立支援給付等に関する各種事務を行っている。行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障害児通所支援の申請・支給に関する事務 ②障害福祉サービス(補装具を含む。)の申請・支給に関する事務 ③自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の申請・支給(精神通院を除く)に関する事務 ④障害児福祉手当及び特別障害福祉手当の申請に関する事務 ⑤地域生活支援事業の申請・支給に関する事務 ⑥障害者手帳の申請に関する業務 ⑦重度心身障害者(児)医療費助成の申請・支給に関する業務 ⑧小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の申請・支給に関する事務
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9、20、21、22、50、51、67、117の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条  3. 北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第18号) ・第4条 別表第1の3の項、別表第1の5の項、別表第1の6の項、別表第2の3の項、別表第2の5の項、別表第2の6の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 ・番号法第19条第9号  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表14、15、37、75、144、145、146 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際にはダブルチェックの徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと等を厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町が策定した北谷町情報セキュリティポリシー(第2章「3 情報資産の分類と管理方法」、「4 情報システム全体の強靱性の向上」、「5 物理的セキュリティ」、「6 人的セキュリティ」、「7 技術的セキュリティ」等)を遵守している。</li> <li>・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5 ②所属長	福祉課長 ○○	福祉課長 ●●	事後	
平成29年7月18日	I-3 個人番号の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号</p> <p>・別表第一省令第12条第1号、第2号</p> <p>・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号</p> <p>・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第11号</p> <p>・別表第一省令第12条第1号、第2号</p> <p>・別表第一省令第25条第1号、第2号、第3号</p> <p>・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号</p>	事後	
平成29年7月18日	I-4-② 「法令上の根拠」中の「(別表第二における情報提供の根拠)」部分	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87の項)(略)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(116の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)(略)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項)</p>	事後	
平成29年7月18日	I-4-② 「法令上の根拠」中の「(別表第二における情報照会の根拠)」部分	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>(略)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項)</p> <p>(略)</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>(略)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項)</p> <p>(略)</p>	事後	
平成29年7月18日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年6月7日 時点	事後	
平成29年7月18日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年6月7日 時点	事後	
令和1年6月17日	I-5-②所属長	福祉課長 ●●	福祉課長	事後	
令和1年6月17日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年6月7日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月17日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年6月7日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	項目なし(旧様式)	新様式への変更	事後	
令和2年12月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年10月16日 時点	事後	
令和2年12月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年10月16日 時点	事後	
令和4年1月26日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の改正に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月27日	I-1-② 事務の概要	<p>当町は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。</p> <p>また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期限内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療、障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費を支給する。</p> <p>その他、児童通所支援の申請にあつては障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。</p> <p>・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。</p> <p>・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証等を通知する。</p> <p>また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効果的・効果的な取組みを行なう。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当町は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、北谷町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例、及び北谷町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、障害者自立支援給付等に関する各種事務を行っている。行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①障害児通所支援の申請・支給に関する事務 ②障害福祉サービス(補装具を含む。)の申請・支給に関する事務 ③自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の申請・支給(精神通院を除く)に関する事務 ④障害児福祉手当及び特別障害福祉手当の申請に関する事務 ⑤地域生活支援事業の申請・支給に関する事務 ⑥障害者手帳の申請に関する業務 ⑦重度心身障害者(児)医療費助成の申請・支給に関する業務 ⑧小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の申請・支給に関する事務</p>	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1)障害児福祉ファイル (2)障害者福祉ファイル (3)自立支援給付ファイル (4)特別障害者手当等ファイル	障害者総合支援情報ファイル	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	I-3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第9号、第10号、第11号 ・別表第一省令第12条第1号、第2号 ・別表第一省令第25条第1号、第2号、第3号 ・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9、20、21、22、50、51、67、117の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条</p> <p>3. 北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第18号) ・第4条 別表第1の3の項、別表第1の5の項、別表第1の6の項、別表第2の3の項、別表第2の5の項、別表第2の6の項</p>	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)</p> <p>第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項)</p> <p>第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項)</p> <p>第一項(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準単当座費医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(110の項)</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表14、15、37、75、144、145、146</p> <p>・番号法第19条第9号</p>	事後	番号法の改正に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月27日	I-7 請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 総務部 総務課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	I-8 連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 住民福祉部 福祉課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 福祉課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	II-1 対象人数は何人か	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	II-1 いつ時点の係数か	令和2年10月16日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	II-2 いつ時点の係数か	令和2年10月16日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	IV-8 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際にはダブルチェックの徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと等を厳守している。	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	IV-11 判断の根拠		・本町が策定した北谷町情報セキュリティポリシー(第2章「3 情報資産の分類と管理方法」、「4 情報システム全体の強靱性の向上」、「5 物理的セキュリティ」、「6 人的セキュリティ」、「7 技術的セキュリティ」等)を遵守している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	事後	番号法の改正に伴う改正